

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
底建網漁業	3 人	定めなし	次の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 北緯 41 度 20.60 分、東経 141 度 29.25 分 点イ 北緯 41 度 15.00 分、東経 141 度 27.20 分 点ウ 北緯 41 度 15.00 分、東経 141 度 28.00 分 点エ 北緯 41 度 20.60 分、東経 141 度 30.05 分	4 月 1 日から 6 月 30 日まで	下北郡東通村大字尻労に 住所を有する者	令和 5 年 2 月 1 日から 令和 5 年 2 月 27 日まで	1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 設置できる漁具の統数は、2 ヶ統以内とすること (2) 使用漁具の規模は、身網の高さ 6.6 メートル以内、垣網の長さ 75 メートル以内とすること (3) 底建網の敷設中、昼間にあつては許可番号及び漁業者名を明記した 30 センチメートル四方以上の標識を身網及び垣根に連結して水面上 1.5 メートル以上の高さにして設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を当該定置網の身網及び垣網に連結して設置し、発光させること (4) 船橋楼（船橋楼を有しない船舶は、船舶の外側）両側面の喫水から手摺までを 1 メートル幅で赤色に塗装すること
	4 人				下北郡東通村大字猿ヶ森 に住所を有する者		